

四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長、香川県土木部長、愛媛県土木部長、及び高知県土木部長（以下「乙」という。）は、四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応援について次のとおり申し合わせを締結する。

（目的）

第1条 四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲及び乙が連携することにより初動時の情報収集を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び被害の拡大や二次災害の防止を図ることを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用資機材の提供及び人員の応援に関するものとする。

- （1）被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）災害応急措置
- （4）その他必要と認められる事項

（被災状況等の連絡）

第3条 甲及び乙は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、相互に連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は連絡体制を予め定めておくものとする。

（応援の要請）

第4条 四国地方の国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に対し応援要請を伝え、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の要請を受け、応援を行う場合は、乙に対し応援する旨を伝え、速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第5条 甲は乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員の配備状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（応援の要請ができない場合等の応援の実施）

第6条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため乙より応援の要請がないが、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合において

は、甲は、自らの判断で応援を行うことができる。この場合連絡手段が復旧しだい速やかに乙に対しその旨を通知するとともに、文書にて応援内容を通知する。

(経費の負担)

第7条 第2条に規定する応援を行った場合の経費負担については下記のとおりとする。

【甲が災害初動時に第2条（１）（２）の応援を行う場合】

原則として甲の負担とする。また災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置している期間とする。

【甲が災害初動時に第2条（３）（４）の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とする。

ただし、第2条（３）の応援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。

- ①災害種別が大規模自然災害である場合
- ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
- ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
- ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ⑤甲が独自の判断で応援を行った場合

(平常時の連絡)

第8条 甲及び乙は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

- 2 甲の保有する災害対策用資機材の保有状況については、毎年乙に通知するとともに、変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 乙は甲において実施する、災害対策用機械等の操作訓練等に参加し、操作技術を習得するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めない事項は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この申し合わせの有効期間平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、引き続き、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

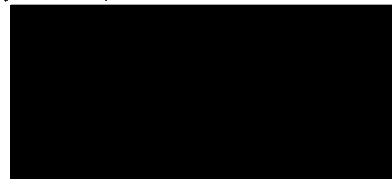
附則

甲及び乙が締結している「四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ」(平成11年7月7日締結)はこの申し合わせの締結をもって失効するものとする。

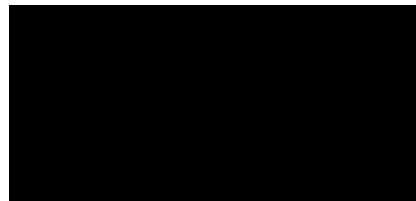
この申し合わせの証として本書5通を作成し、捺印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月31日

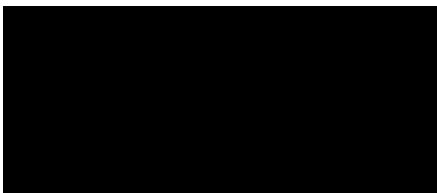
甲 高松市サンポート3番33号
四国地方整備局 企画部長



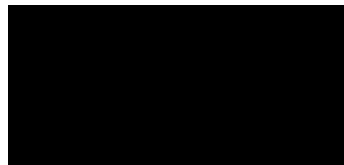
乙 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 県土整備部長



乙 高松市番町4丁目1番10号
香川県 土木部長



乙 松山市一番町4丁目4番地2号
愛媛県 土木部長



乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 土木部長

